



発行 新潟県

**第 31 号**

令和6年4月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 44 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則及び新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）

告 示

- 493 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 494 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 495 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 496 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 497 特定計量器検定検査規則及び基準器検査規則に基づく出張検定等に要する費用の徴収に関する規程の一部改正（産業政策課）
- 498 保安林の指定予定（治山課）
- 499 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 500 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 501 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 502 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 503 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 504 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 505 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 506 基本測量の終了通知（監理課）
- 507 基本測量の終了通知（監理課）
- 508 基本測量の終了通知（監理課）
- 509 基本測量の終了通知（監理課）
- 510 公共測量の実施通知（監理課）
- 511 公共測量の実施通知（監理課）
- 512 公共測量の実施通知（監理課）
- 513 公共測量の実施通知（監理課）
- 514 公共測量の終了通知（監理課）
- 515 公共測量の終了通知（監理課）
- 516 公共測量の終了通知（監理課）
- 517 公共測量の終了通知（監理課）
- 518 道路の区域変更（道路管理課）
- 519 道路の供用開始（道路管理課）
- 520 道路の区域変更（道路管理課）
- 521 歳入の徴収又は収納事務の委託（建築住宅課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（財務課）

病院局公告

- 特定調達契約の契約者等（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 30 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 31 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 32 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 33 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）
- 34 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）
- 35 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 36 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

規 則

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則及び新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第44号**

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則及び新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則(昭和43年新潟県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
<b>別表第1 (第4条関係)</b>				<b>別表第1 (第4条関係)</b>			
区分	試験、検査等の種類	試験方法	試験項目	区分	試験、検査等の種類	試験方法	試験項目
1 飲料水の水質試験	(1) 飲用井戸等の水質試験	<u>水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法</u> (平成15年7月厚生労働省告示第261号) に定める方法	(略)	1 飲料水の水質試験	(1) 飲用井戸等の水質試験	<u>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法</u> (平成15年7月厚生労働省告示第261号) に定める方法	(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

(新潟県小規模水道条例施行規則の一部改正)

**第2条** 新潟県小規模水道条例施行規則(平成7年新潟県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(布設の許可申請)	(布設の許可申請)
<b>第2条</b> (略)	<b>第2条</b> (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 第3項第3号の水質試験は、 <u>水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法</u> (平成15年7月厚生労働省告示第261号。以下「 <u>環境大臣が定める方法</u> 」という。)により行うものとする。	5 第3項第3号の水質試験は、 <u>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法</u> (平成15年7月厚生労働省告示第261号。以下「 <u>厚生労働大臣が定める方法</u> 」という。)により行うものとする。
(給水開始の届出等)	(給水開始の届出等)
<b>第4条</b> (略)	<b>第4条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項にあっては <u>環境大臣が定める方法</u> により、消毒の残留効果にあっては知事が別に定める方法により行うものとする。	3 第1項の水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項にあっては <u>厚生労働大臣が定める方法</u> により、消毒の残留効果にあっては知事が別に定める方法により行うものとする。
4 (略)	4 (略)
(定期の水質検査)	(定期の水質検査)
<b>第5条</b> (略)	<b>第5条</b> (略)

2・3 (略)	2・3 (略)
4 第1項第2号の検査は、 <u>環境大臣が定める方法</u> により行うものとする。	4 第1項第2号の検査は、 <u>厚生労働大臣が定める方法</u> により行うものとする。
5 (略)	5 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ミドリ薬品喜多町調剤薬局	長岡市喜多町1073-1	令和6年4月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会 新潟県中央基幹病院	三条市上須頃5001番1	令和6年3月1日
ひがし小千谷耳鼻咽喉科	小千谷市旭町5-2	令和6年4月1日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2-82-1	令和6年3月1日
アイン薬局佐渡店	佐渡市千種145-1	令和6年4月1日
共栄堂薬局かない店	佐渡市千種145-1 佐渡調剤薬局ビル1階	令和6年4月1日
医療法人柏樹会 新潟 骨とスポーツのクリニック	魚沼市中原字大塚80番1	令和6年4月1日
エム・ケイ薬局 うおぬま店	魚沼市中原80-2	令和6年4月1日

◎新潟県告示第494号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
本間医院	新発田市上今泉甲87-1	令和6年2月29日
アイン薬局 燕店	燕市大字佐渡字浦田185-1	令和6年2月29日

共創未来 燕薬局	燕市佐渡185-1	令和6年2月29日
岡村歯科医院	五泉市村松甲1854番地丙	令和6年2月29日
共創未来 ほりのうち薬局	魚沼市堀之内4296-10	令和6年2月29日

## ◎新潟県告示第495号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 信楽園病院
- 2 所在地 新潟市西区新通南3丁目3番11号
- 3 有効期間 令和6年5月1日から  
令和9年4月30日まで

## ◎新潟県告示第496号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 下越病院
- 2 所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1
- 3 有効期間 令和6年5月1日から  
令和9年4月30日まで

## ◎新潟県告示第497号

特定計量器検定検査規則及び基準器検査規則に基づく出張検定等に要する費用の徴収に関する規程（平成3年4月新潟県告示第1169号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(徴収額) <b>第2条</b> (略) 2 出張検定等に要する検査用具の運搬に要する経費に相当する金額として徴収する額は、前項の旅費の計算に用いる路程に応じ、1キロメートル当たり <del>25円</del> の割合で計算した額（当該運搬のために高速道路又は船舶を利用する場合にあっては、これらの利用料に相当する額を当該計算した額に加えた額）とする。ただし、当該運搬を運送業者等に依頼して行う場合にあっては、当該運送業者等に対して支払う運搬費に相当する額とする。	(徴収額) <b>第2条</b> (略) 2 出張検定等に要する検査用具の運搬に要する経費に相当する金額として徴収する額は、前項の旅費の計算に用いる路程に応じ、1キロメートル当たり <del>23円</del> の割合で計算した額（当該運搬のために高速道路又は船舶を利用する場合にあっては、これらの利用料に相当する額を当該計算した額に加えた額）とする。ただし、当該運搬を運送業者等に依頼して行う場合にあっては、当該運送業者等に対して支払う運搬費に相当する額とする。

## ◎新潟県告示第498号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県糸魚川市大字榎字赤岩3217の甲、3217の乙、3217の子、3218から3221まで、3222の1、3223、3224の1、3226の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第499号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東蒲原郡阿賀町の阿賀町津川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和6年4月23日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	東蒲原郡阿賀町平堀1165番地	杉崎 雄太 (理事長)
〃	〃 天満766番地	渡部 秀春
〃	〃 平堀1172番地	長谷川 広美
〃	〃 平堀1953番地	杉崎 正治
〃	〃 九島1343番地4	後藤 和夫
〃	〃 津川366番地	長谷川 利雄
〃	〃 平堀2059番地	杉崎 周一
〃	〃 平堀1757番地	杉崎 廣文
監事	〃 平堀1195番地2	杉崎 健一
〃	〃 津川3756番地	薄 友一
〃	〃 平堀1204番地	小澤 裕子

就任年月日 令和6年4月4日

2 退任

理事	東蒲原郡阿賀町九島928番地	斎藤 順一 (理事長)
〃	〃 平堀1757番地	杉崎 廣文
〃	〃 平堀2059番地	杉崎 周一
〃	〃 平堀1165番地	杉崎 雄太
〃	〃 津川366番地	長谷川 利雄
〃	〃 平堀1953番地	杉崎 正治
〃	〃 九島1343番地4	後藤 和夫
〃	〃 天満766番地	渡部 秀春
監事	〃 広沢87番地	江川 一男
〃	〃 津川3756番地	薄 友一
〃	〃 平堀1195番地2	杉崎 健一

退任年月日 令和6年4月3日

◎新潟県告示第500号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、燕市の一部を受益地域とする県営松橋地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月23日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和6年4月24日から令和6年5月24日まで
- 3 縦覧に供する場所  
燕市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア 土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第501号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、見附市の杉沢土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年4月23日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	見附市杉沢町1464番地1	小林 代造 (理事長)
〃	〃 杉沢町3532番地	富川 一栄
〃	〃 杉沢町1556番地	星野 仁士
〃	〃 杉沢町1604番地	北村 輝夫
〃	〃 杉沢町6255番地	志田 賢一
〃	〃 杉沢町984番地	佐藤 公英
〃	〃 杉沢町1086番地	若杉 克彦
〃	〃 杉沢町1278番地	北村 春巳
〃	長岡市文納2649番地	諸橋 義美
監事	見附市杉沢町1592番地	加地 喜代一
〃	長岡市文納2619番地2	佐藤 新一
〃	見附市杉沢町3938番地	五十嵐 晴男

就任年月日 令和6年4月1日

2 退任

理事	見附市杉沢町1492番地	北村 常栄 (理事長)
〃	〃 杉沢町4201番地1	刈屋 久祥
〃	〃 杉沢町1348番地1	磯部 富士栄

〃	〃	杉沢町1441番地	北村 代和平
〃	〃	杉沢町5884番地	若杉 春雄
〃	〃	杉沢町5533番地	北村 則夫
〃	〃	杉沢町1282番地 1	高橋 行雄
〃	〃	杉沢町1110番地	高橋 広吉
〃	〃	長岡市文納2518番地	鈴木 一則
監事	〃	文納2699番地	佐藤 慶一
〃	〃	見附市杉沢町1485番地	玉井 勝久
〃	〃	杉沢町3349番地 5	北村 克彦

退任年月日 令和6年3月31日

#### ◎新潟県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の信濃川左岸土地改良区の定款の変更を令和6年4月8日認可した。

令和6年4月23日

新潟県長岡地域振興局長

#### ◎新潟県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を令和6年4月12日認可した。

令和6年4月23日

新潟県南魚沼地域振興局長

#### ◎新潟県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、中魚沼郡津南町の一部を受益地域とする県営津南第二地区区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域農業農村総合整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

#### 2 縦覧に供する期間

令和6年4月24日から令和6年5月24日まで

#### 3 縦覧に供する場所

津南町役場

#### 4 その他

##### (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

##### (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴



えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営黒沢地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和6年4月24日から令和6年5月24日まで
- 3 縦覧に供する場所  
十日町市役所
- 4 その他

##### (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

##### (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第506号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）
- 2 作業期間 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 柏崎市、刈羽村の一部

#### ◎新潟県告示第507号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和5年5月19日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市、長岡市、三条市、新発田市、加茂市、見附市、村上市、燕市、胎内市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、岩船郡関川村

**◎新潟県告示第508号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
  - 2 作業期間 令和5年10月23日から令和6年3月31日まで
  - 3 作業地域 柏崎市、刈羽村
- 

**◎新潟県告示第509号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
  - 2 作業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
  - 3 作業地域 新潟県全域
- 

**◎新潟県告示第510号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 県営防災重点農業用ため池緊急整備事業 新渡地区  
第1次測量設計業務委託
  - 2 作業期間 令和6年4月20日から令和6年6月30日まで
  - 3 作業地域 新潟県東蒲原郡阿賀町豊実地内
- 

**◎新潟県告示第511号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営かんがい排水事業 令和大江地区 用地測量）
  - 2 作業期間 令和6年3月27日から令和6年6月24日まで
  - 3 作業地域 見附市名木野町、池之内町 地内
- 

**◎新潟県告示第512号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（R5新潟西道路用地調査等業務（その6））
  - 2 作業期間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
  - 3 作業地域 新潟市西区道河原から田島 地先
- 

**◎新潟県告示第513号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（UAVレーザ測量）
- 2 作業期間 令和6年4月10日から令和6年7月31日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市大字市振

---

#### ◎新潟県告示第514号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和5年6月23日から令和6年3月28日まで
- 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村の一部  
新潟県胎内市の一部  
新潟県新発田市の一部  
新潟県東蒲原郡阿賀町の一部

---

#### ◎新潟県告示第515号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深測量）
- 2 作業期間 令和5年10月1日から令和6年3月22日まで
- 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村

---

#### ◎新潟県告示第516号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県村上地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 女川地区【全換地区】 確定測量）
- 2 作業期間 令和5年9月15日から令和6年3月1日まで
- 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村大字小和田ほか 地内

---

#### ◎新潟県告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年10月1日から令和6年2月27日まで
- 3 作業地域 新潟市北区松浜東町一丁目ほか地区（新潟市北区松浜東町一丁目（一部）、北区松浜東町二丁目（一部）、北区松浜町（一部）、北区太夫浜（一部））

---

#### ◎新潟県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務

所用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町五十島字西山4171番1から	新	4.8～33.6メートル	70.6メートル
同郡同町五十島字西山4171番1まで	旧	4.8～9.6メートル	70.9メートル

◎新潟県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所所用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新潟村松三川線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町五十島字西山4171番1から同郡同町五十島字西山4171番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月23日

◎新潟県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市北鶴島字人村146番7から	新	5.7～19.2メートル	236.5メートル
同市北鶴島字人村173番2まで	旧	5.0～9.4メートル	236.5メートル

◎新潟県告示第521号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 委託した事務  
次の各号に定める歳入の徴収に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務  
(1) 新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第18条の規定により徴収する家賃  
(2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料

- 2 受託者の氏名又は名称及び住所  
弁護士法人 バンビル法律事務所  
新潟市中央区医学町通2番町74番地 バンビル801号室
- 3 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 （仮称）ドン・キホーテ燕店  
所在地 燕市東太田字砂山2920番 外  
設置者 株式会社原信
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）午前9時00分から翌午前0時00分  
（変更後）24時間
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）午前8時30分から翌午前0時00分  
（変更後）24時間
    - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
（変更前）午前6時00分から午後8時00分  
（変更後）午前6時00分から午後10時00分
- 3 変更年月日  
令和6年5月28日
- 4 変更の理由  
テナント変更に伴う営業計画変更のため
- 5 届出年月日  
令和6年3月29日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
（なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
令和6年4月23日から令和6年8月23日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の

日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ナルス南高田店  
所在地 上越市上中田2001番地  
設置者 株式会社ナルス
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ワシントン靴店 代表取締役 北川裕久 富山県富山市総曲輪三丁目5番5号 他1者  
(変更後) 兼松コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 伊藤秀孝 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号新宿文化クイントビル3階 他2者
- 3 変更年月日  
令和6年3月15日 他
- 4 変更の理由  
小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更のため
- 5 届出年月日  
令和6年3月27日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和6年4月23日から令和6年8月23日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
  - (1) 県立学校等電力需給（新潟高等学校 外39施設）
  - (2) 県立学校等電力需給（長岡高等学校 外37施設）
  - (3) 県立学校電力需給（高田高等学校 外31施設）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県教育庁財務課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日  
令和6年3月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 上記1(1)について  
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社  
東京都中央区日本橋二丁目11番2号
  - (2) 上記1(2)について  
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社  
東京都中央区日本橋二丁目11番2号
  - (3) 上記1(3)について  
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

東京都中央区日本橋二丁目11番2号

- 5 落札価格
  - (1) 上記1(1)について  
356,172,820円
  - (2) 上記1(2)について  
290,717,870円
  - (3) 上記1(3)について  
236,581,162円
- 6 契約決定方式  
一般競争入札
- 7 落札方式  
最低価格
- 8 入札公告日  
令和6年1月16日

## 病院局公告

### 特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月23日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 調達物品及び数量  
L S A重油 単価契約 年間約600,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所  
新潟県立十日町病院  
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方法  
随意契約（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号 一般競争入札の不調によるもの）
- 5 契約締結日  
令和6年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所  
株式会社 村山土建  
新潟県十日町市山本町1丁目71番地2
- 7 契約価格  
93.50円(税込)
- 8 入札公告日  
令和6年2月9日
- 9 契約方式  
入札時の予定価格以下での随意契約

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和6年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
川原茂とともに歩む会	川原茂	川原健	新潟県佐渡市上川茂500番地1	R6.03.05
高橋みさと後援会	高橋美里	高橋美里	新潟県長岡市十日町1463番地2	R6.03.22
庭山健吾後援会	庭山健吾	長川志津子	新潟県阿賀野市山口町1丁目6番25号	R06.3.25
本間健司後援会	本間健司	本間健司	新潟県佐渡市両津福浦1-1-2	R6.03.05
おくいずみ稔後援会	池亀達雄	徳田幸一	新潟県上越市名立区小田島227	R6.02.13
ふかい邦彦後援会	深井邦彦	深井邦彦	新潟県五泉市木越1177-5	R5.09.05

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党新潟県上越市第一支部	斎京四郎	会計責任者の氏名	瀧田雅恵	松田晴美	R6.02.28
自由民主党新津支部	栗原学	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	新潟県新潟市秋葉区出戸108 栗原学	新潟県新潟市秋葉区朝日2560 小林一大	R6.03.20 R6.03.20
自由民主党妙高支部	関根正明	主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名	新潟県妙高市大字乙吉404番地の1 関根正明 土田浩文	新潟県妙高市大字坂井新田52 坂井新田52 横尾幸秀 宮崎淳一	R6.03.01 R6.03.01 R6.03.01
自由民主党大潟区支部	内山米六	会計責任者の氏名	竹田成典	岡住正	R6.03.10
自由民主党新潟県バス支部	星野佳人	会計責任者の氏名	橋本俊二	高橋清吉	R5.06.01
自由民主党松代支部	村山達也	代表者の氏名	村山達也	山賀子平	R6.03.02



自由民主党 高柳支部	永井博	主たる事務所の所在地	新潟県柏崎市高柳町高尾1148	新潟県柏崎市高柳町岡野町4645-1	R6.02.26
		代表者の氏名	永井博	高橋進	R6.02.26
		会計責任者の氏名	大倉正大	関井忠和	R6.02.26
自由民主党 横越支部	串田修平	会計責任者の氏名	廣瀬幸雄	宇野由弘	R5.04.01
自由民主党 新潟県新潟市中央区第二支部	美濃欣之	会計責任者の氏名	篠沢直樹	美濃由紀	R6.03.01
参政党新潟 第2支部	真保博文	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市南区櫛笥365	新潟県三条市荒町1-12-30	R6.02.20 R6.03.10
		会計責任者の氏名	真保博文	石丸美也子	

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
天木義人後援会	諸本聡	主たる事務所の所在地	新潟県胎内市乙642番地	新潟県胎内市乙2119番地	R4.02.01
		代表者の氏名	諸本聡	南波快和	R3.10.20
井畑明彦後援会	須貝薫	代表者の氏名	須貝薫	小野達也	R6.01.28
柏崎経済人連盟	西川正男	会計責任者の氏名	小出昭夫	関矢浩章	R5.07.01
小池清彦後援会	小池清彦	代表者の氏名	小池清彦	生田良一	R6.03.01
幸福実現党新潟後援会	海老栄蔵	会計責任者の氏名	花田義仁	関谷剛	R6.01.01
幸福実現党新発田後援会	関谷剛	代表者の氏名	関谷剛	大野紗央里	R6.03.01
		会計責任者の氏名	関谷剛	大野紗央里	R6.03.01
幸福実現党佐渡後援会	清野山陽介	代表者の氏名	清野山陽介	生越寛明	R5.5.23
		会計責任者の氏名	清野山陽介	生越寛明	R5.5.23
虹友会	小林哲也	代表者の氏名	小林哲也	中島義徳	R5.10.27
		会計責任者の氏名	小林哲也	中島義徳	R5.10.27
小島たかし後援会	濱口章	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区上近江3-20-12	新潟県新潟市中央区古町通2番町531番地	R5.05.01
小島隆白新後援会	濱口章	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区上近江3-20-12	新潟県新潟市中央区古町通2番町531番地	R5.05.01
小林よしあき応援事務所	小林美保	代表者の氏名	小林美保	斉藤裕志	R6.03.20
さいきょう	石田明義	代表者の氏名	石田明義	勝島寅一郎	R6.02.28

四郎後援会					
さいとう和也後援会	齋藤和也	会計責任者の氏名	羽賀龍二	齋藤和也	R6.01.16
佐藤正のり後援会	小山良一	代表者の氏名	小山良一	村山俊昭	R6.03.01
佐藤みずほ後援会	松井佑介	代表者の氏名	松井佑介	佐藤瑞穂	R6.02.18
佐渡21世紀研究会	浅田真匡	代表者の氏名	浅田真匡	村川拓人	R5.11.08
		会計責任者の氏名	浅田真匡	村川拓人	R5.11.08
三田としあき後援会	三田美憲	代表者の氏名	三田美憲	佐藤康治	R6.03.15
		会計責任者の氏名	渡邊俊晴	小泉和彦	R6.03.15
志田常佳後援会	馬場正雄	代表者の氏名	馬場正雄	滝沢莞爾	R5.07.15
		会計責任者の氏名	高橋善輝	玉木幸雄	R5.02.28
TU21	渡邊貴裕	会計責任者の氏名	諸橋拓也	遠藤大介	R6.03.01
ふかい邦彦後援会	深井邦彦	代表者の氏名	深井邦彦	岩野幸二	H30.3.28
	深井邦彦	会計責任者の氏名	深井邦彦	深井一美	H30.3.28
東新クラブ	高橋健史	代表者の氏名	高橋健史	遠藤登志夫	R6.03.06
		会計責任者の氏名	高橋健史	遠藤登志夫	R6.03.06
新潟県柔道整復師連盟	金子益美	会計責任者の氏名	佐藤清美	大橋敏博	R5.06.11
日本司法書士政治連盟新潟会	鈴木利益	代表者の氏名	鈴木利益	大野豊	R5.05.20
		会計責任者の氏名	鈴木利益	大野豊	R5.05.20
日本弁護士政治連盟新潟支部	小泉一樹	代表者の氏名	小泉一樹	藤田善六	R5.05.19
		会計責任者の氏名	川端大輔	藤田善六	R5.05.19
姫路さとし後援会	姫路敏	会計責任者の氏名	姫路剛	姫路新子	R5.12.01
星名だいすけ後援会	星名大輔	会計責任者の氏名	星名澄恵	青木澄恵	R5.03.03
丸山勝総後援会	堀勝栄	会計責任者の氏名	丸山満恵	江口登	R6.03.02
みんなで市民中心の民主的市政を守る会	小池清彦	代表者の氏名	小池清彦	生田良一	R6.03.01
やいち会	及川紀久雄	代表者の氏名	及川紀久雄	上原敦	R6.03.15
横山かずおを支援する会	横山一雄	代表者の氏名	横山一雄	渡辺昭八	R5.01.01
		会計責任者の氏名	横山一雄	坂井敏男	R5.01.01

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党新潟県水産団体支部	清田邦之	R6. 03. 11

イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
飯塚としゆきとWAの会	佐藤勉	R5. 12. 31
岩崎よしあき後援会	岩崎芳昭	R5. 04. 21
小島隆白新後援会	濱口章	R5. 12. 31
佐々木志津子後援会	矢沢政晴	R5. 12. 31
新・志民の会	森民夫	R6. 02. 29
鈴木よしひこ後援会	高橋博愛	R5. 12. 31
樋口よし子後援会	樋口良子	R5. 12. 31
ふかい邦彦後援会	深井邦彦	R2. 01. 20
村田幸多朗後援会	村田幸多朗	R6. 03. 18
森民夫後援会	森民夫	R6. 02. 29
横山かずおを支援する会	横山一雄	R5. 12. 31
渡辺俊後援会	伊藤正	R5. 12. 31

◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
秋山 三枝子	秋山三枝子後援会	R5. 12. 31

◎新潟県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

平成30年分

(単位 円)

[その他の団体]

## ふかい邦彦後援会

報告年月日 05.09.05

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和元年分

(単位 円)

[その他の団体]

## ふかい邦彦後援会

報告年月日 06.03.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和2年分

[政党の支部]

## 自由民主党新潟県新潟市中央区第二支部

報告年月日 04.03.25

1 収入総額	1,678,744
前年繰越額	338,744
本年收入額	1,340,000
2 支出総額	1,340,550
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (51人)	129,600
寄附	1,110,400
団体分	1,110,400
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	100,000
自由民主党新潟支部	100,000
4 支出の内訳	
政治活動費	1,340,550
組織活動費	915,050
調査研究費	16,422
寄附・交付金	50,000
その他の経費	359,078
5 寄附の内訳	
〔団体分〕	
年間5万円以下のもの	1,110,400
6 資産等の内訳	
〔借入金〕	
美濃欣之	2,776,161

[資金管理団体]

## 新潟大好きの会

資金管理団体の届出をした者の氏名

美濃欣之

資金管理団体の届出に係る公職の種類

指定都市議会議員

報告年月日 04.03.25

1 収入総額	98,170
本年收入額	98,170
2 支出総額	98,170

3 本年收入の内訳	
借入金	98,170
美濃由紀	98,170
4 支出の内訳	
経常経費	8,800
備品・消耗品費	8,800
政治活動費	89,370
組織活動費	89,370
5 資産等の内訳	
〔借入金〕	
美濃由紀	1,478,480

[その他の団体]

ふかい邦彦後援会

報告年月日 06.03.29(02.01.20解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和4年分

[政党の支部]

自由民主党三和支部

報告年月日報告年月日 06.03.15

1 収入総額	128,202
前年繰越額	69,802
本年收入額	58,400
2 支出総額	91,580
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(11人)	8,400
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	50,000
自由民主党新潟県支部連合会	50,000
4 支出の内訳	
経常経費	8,000
備品・消耗品費	3,500
事務所費	4,500
政治活動費	83,580
組織活動費	83,580

自由民主党新潟県新潟市中央区第二支部

報告年月日 06.03.28

1 収入総額	2,409,790
前年繰越額	338,194
本年收入額	2,071,596
2 支出総額	1,493,093
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(50人)	158,000
寄附	681,996
個人分	49,996
団体分	632,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,000,000

政治資金パーティー	1,000,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	231,600
自由民主党新潟県支部連合会	31,600
自由民主党新潟支部	200,000
4 支出の内訳	
経常経費	799,510
人件費	799,510
政治活動費	693,583
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	200,000
組織活動費	150,000
機関紙誌の発行その他の事業費	288,160
宣伝事業費	288,160
寄附・交付金	150,000
その他の経費	105,423
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	49,996
〔団体分〕	
年間5万円以下のもの	632,000
6 資産等の内訳	
〔借入金〕	
美濃欣之	2,091,253

## 〔資金管理団体〕

## 青木まなぶとあゆむ虹の会

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日 06.03.29

青木学  
 指定都市議会議員

1 収入総額	304,585
前年繰越額	304,585
2 支出総額	0

## 新潟大好きの会

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日

美濃欣之  
 指定都市議会議員

	06.03.28
1 収入総額	1,177,114
本年收入額	1,177,114
2 支出総額	1,177,114
3 本年收入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	42,500
その他	42,500
借入金	1,134,614
美濃由紀	1,134,614
4 支出の内訳	
経常経費	114,548
備品・消耗品費	37,548
事務所費	77,000
政治活動費	1,062,566
組織活動費	639,450

機関紙誌の発行その他の事業費	423,116
宣伝事業費	423,116
5 資産等の内訳	
〔借入金〕	
美濃由紀	2,613,094
 [その他の団体]	
 あらい信行後援会	
報告年月日 06.03.25	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 板倉恵一後援会	
報告年月日 06.03.18	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 天木義人後援会	
報告年月日 06.02.29	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 エラヒ美砂子後援会	
報告年月日 06.03.15	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 野村のりこ後援会	
報告年月日 06.01.22	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
 本間よしゆき後援会	
報告年月日 06.02.26	
1 収入総額	2,007,034
本年收入額	2,007,034
2 支出総額	1,577,786
3 本年收入の内訳	
寄附	1,850,000
個人分	1,850,000
その他の収入	157,034
事務所共同使用による相当負担金	157,034
4 支出の内訳	
経常経費	1,032,276
光熱水費	63,652
備品・消耗品費	336,739
事務所費	631,885
政治活動費	545,510
組織活動費	27,370
機関紙誌の発行その他の事業費	518,140

宣伝事業費	518,140	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
本間芳之	1,450,000	弥彦村
星野郁夫	300,000	埼玉県三郷市
年間5万円以下のもの	100,000	
横山かずおを支援する会		
報告年月日 06.03.29		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
令和5年分 (単位 円)		
〔その他の団体〕		
飯塚としゆきとWAの会		
報告年月日 06.03.08(05.12.31解散)		
1 収入総額	49,500	
前年繰越額	44,956	
本年收入額	4,544	
2 支出総額	49,500	
3 本年收入の内訳		
寄附	4,544	
個人分	4,544	
4 支出の内訳		
政治活動費	49,500	
機関紙誌の発行その他の事業費	49,500	
機関紙誌の発行事業費	49,500	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	4,544	
岩崎よしあき後援会		
報告年月日 06.03.11(05.04.21解散)		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
小島隆白新後援会		
報告年月日 06.03.27(05.12.31解散)		
1 収入総額	27,716	
前年繰越額	27,716	
2 支出総額	27,716	
3 支出の内訳		
経常経費	27,716	
備品・消耗品費	27,716	
佐々木志津子後援会		
報告年月日 06.03.21(05.12.31解散)		
1 収入総額	576	
前年繰越額	576	
2 支出総額	576	



3 支出の内訳	
経常経費	576
備品・消耗品費	576

## 鈴木よしひこ後援会

報告年月日 06.03.18(05.12.31解散)

1 収入総額	24,498
前年繰越額	24,498
2 支出総額	268
3 支出の内訳	
経常経費	268
備品・消耗品費	268

## 樋口よし子後援会

報告年月日 06.03.21(05.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 横山かずおを支援する会

報告年月日 06.03.29(05.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 渡辺俊後援会

報告年月日 06.03.04(05.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和6年1月5日付け新潟県選挙管理委員会告示第1号の一部を次のとおり改める。

令和6年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和6年3月28日

政治団体の名称 参政党新潟下越支部

(報告年月日 令和5年3月31日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
2 支出総額	5,331,787	5,307,297
4 支出の内訳		
政治活動費	4,900,822	4,876,332
その他の経費	24,490	

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和5年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示号外第108号の一部を次のとおり改める。

令和6年4月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和6年3月18日

政治団体の名称 皆川えいじ後援会

(報告年月日 令和5年3月6日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	2,018,581	1,968,581
本年收入額	1,552,600	1,502,600
3 本年收入の内訳		
寄附	262,600	212,600
政治団体分	250,000	200,000
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
年間5万円以下のもの	50,000	